



# 道徳の窓

鮫川村立鮫川中学校「道徳教育通信」第2号

発行日：令和 8年 9月 4日（金）

発行者：小野里高広 [文責：小野里高広]

連絡先：鮫川中学校 TEL 0247-49-3101

回  
覧

令和8年度道徳教育研究主題：「鮫川プライド」を育む「鮫川ならではの」道徳教育の推進  
同 研究副主題：「考え、議論する道徳」の実装に向けた試みを通して

## 本校「道徳教育研究副主題」の設定理由について・・・

今回は、本校の道徳教育研究副主題について少しでもご理解いただけるよう述べさせていただきます。

まず、現行の学習指導要領〔文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準であり、授業時数の取扱いなどを定めるとともに、各教科等のそれぞれについて、目標、名用、内容の取扱いなどについて規定しており、教科書や時間割はこれを基に作られています。〕では、それ以前まで教科外活動の扱いだった「道徳の時間」が、「特別の教科 道徳」として格上げされ正式な教科として扱われるようになりました。そして、年間35時間の授業が確実に実施されることが義務づけられています。さらに、通知票を通して、評価結果を生徒本人・保護者に知らせることにもなっています。（評価は文章表記です。）この道徳の教科化の背景と目的については、相次ぐいじめ問題への対応のため、道徳教育の質と量の充実を図ること、「道徳の時間」が軽視されないように、指導目標や内容を明確にして系統的な指導を行うこと、決まった正解を教え込むのではなく、自己を見つめ物事を多角的・多面的に考えて生き方についての考えを深めることなどがあります。そして、これらの目的をより充実した内容で取り組むために、「考え、議論する道徳」というフレーズを掲げながら、従来の「読み物道徳」（教科書を読んで感想を言うだけ、答えを押しつける形）から、答えが一つではない道徳的な課題について、子ども同士が多様な視点から話し合い、自分の問題として深く考えさせる学習への転換を図ろうとしました。ところが、文部科学省ワーキンググループによる次の新学習指導要領における道徳の在り方の策定がされる中、これまでの「考え、議論する道徳」が十分機能する形で実施されていないようだとの反省点が明らかになりました。そこで、新学習指導要領における「特別の教科 道徳」では、「考え、議論する道徳」を実現するための視点をより具体的に、より効果的な授業を実践されることをねらっています。そのために、『考え、議論する道徳』の実装」というフレーズを掲げ、その改革を推進しようとしています。

そこで、本校の道徳の授業の研究を進めるに当たっては、上記の考えを先取りし、試行を重ね、実装のあるべき姿を模索することを研究の柱とするために、研究副主題を『考え、議論する道徳』の実装に向けた試みを通して」と設定いたしました。「考え、議論する道徳」を実現するための視点をより具体的に・・・とは、

「問題解決的な学習」と「道徳的行為に関する体験的な学習」の2つを挙げています。「問題解決的な学習」は、具体的な道徳的問題に対し、解決のために取りうる行動を考える活動とされ、具体的には、教材の中の道徳的問題を見出す活動や道徳的問題について考え、議論して自分なりの答えを見出す活動が想定されます。

「道徳的行為に関する体験的な学習」は、道徳的行為に関する実体験や実感を伴う活動を通じて行うこととされ、具体的には、役割演技や体を使った追体験をしたり、当事者に会ったりすることなどを想定しています。

本校では、以上のような「実装」の具体的手法を積極的に取り入れた授業実践を積み重ねていきます。この授業実践を支えより有意義なものにするために、本校では道徳教育〔道徳教育は学校の教育活動全般で行われるべきであるとされています。例えば、各教科の授業でも、特別活動でも、総合的な学習の時間でも、部活動でも、清掃や給食の時間でもです。〕においても、2つの視点を重視して教育活動の実践を目指しています。例えば、「問題解決的な学習」として、校内スポーツ大会の実施に向けて、各学年1つの学級しかない本校では、学級対抗にすると上級生が勝ち上がりやすい競技ばかりで不公平だとされる課題を解決するために、毎年3年生は話し合いを重ね、学年縦割り班編成による競技を実現させています。また、「道徳的行為に関する体験的な学習」として、東日本大震災（福島第一原子力発電所爆発事故を含む）の当時の様子を大人の方々から伝え聞き、それを学校の同級生に話し伝える「そして私も語り部になる」と題した活動を通して、命や互いに支え合って生きていくことの大切さを学ぶといった活動を実践しています。

